

議第八十九号

岐阜県旅館業法施行条例及び岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を  
改正する条例について

岐阜県旅館業法施行条例及び岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次の  
ように定めるものとする。

令和五年九月十四日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県旅館業法施行条例及び岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を  
改正する条例

(岐阜県旅館業法施行条例の一部改正)

第一条 岐阜県旅館業法施行条例(昭和二十四年岐阜県条例第十五号)の一部を次のように改正  
する。

第五条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に、「でい酔者」を「泥酔者」に改め  
る。

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次の  
ように改正する。

別表第一九の表二の項中「又は法第三条の三第一項」を「、第三条の三第一項又は第三条の  
四第一項」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法  
等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日から施行する。

提 案 説 明

旅館業法の一部改正に伴い、旅館業地位承継承認申請手数料について、営業者の事業譲渡によ  
る地位の承継の承認の申請に対する審査を対象に加える等のため、この条例を定めようとする。

